

資料3-2-1-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(昭和40年 5月11日厚生省社第162号厚生省事務次官通知)

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 100人1日当り 30,000円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たったの輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1戸当り平均 29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当り 2,385,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から20日以内 着工	1 平均1戸当り29.7㎡、 2,385,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1 1人1日当り 1,010円以内 2 被災地から縁故先(遠隔地)等に一時避難する場合、3日分支給可 (大人、小人の差別なし)	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考																																		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。																																		
		2 下記金額の範囲内																																				
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人増すごとに加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊全焼</td> <td>夏 17,200</td> <td>22,100</td> <td>32,600</td> <td>39,000</td> <td>49,500</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">流失</td> <td>冬 28,400</td> <td>36,700</td> <td>51,200</td> <td>60,100</td> <td>75,400</td> <td>10,300円</td> </tr> <tr> <td>夏 5,600</td> <td>7,500</td> <td>11,300</td> <td>13,700</td> <td>17,500</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">床上浸水</td> <td>冬 9,000</td> <td>11,900</td> <td>16,800</td> <td>19,900</td> <td>25,200</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	全壊全焼	夏 17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200円	流失	冬 28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300円	夏 5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400円	床上浸水	冬 9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300円
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算																												
		全壊全焼			夏 17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200円																												
流失	冬 28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300円																																
	夏 5,600	7,500	11,300	13,700	17,500	2,400円																																
床上浸水	冬 9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300円																																
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…社会保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は別途計上																																		
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者 (出産のみならず死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は別途計上																																		
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。																																		
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当り 519,000円以内	災害発生日から1ヵ月以内																																			

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼） 流失、半壊（焼） 又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（盲学校ろう学校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒も含む）	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）199,000 円以内 小人（12才未満）159,200 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄・消毒等） 1 体当たり3,300 円以内 （一時保存） 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1 体当たり 5,000 円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 137,100円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 17,400円以内 薬剤師 11,900円以内 保健師、助産師、看護師 11,400円以内 土木技術者、建築技術者 17,200円以内 大工、左官、トビ職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

避難所状況報告書

避難所名			報告日時	月 日 時 現在			
班長氏名			協力者氏名				
副班長氏名							
班員氏名							
収容人員	内訳		乳幼児	小学生	中学生	要介護者	計
		男					
		女					
既にとった措置							
今後とろうとする措置							
その他							

応 急 給 水 日 計 表

給 水 年 月 日	年 月 日 時 分～ 時 分			
給 水 地 区				
給 水 量	カ所			m ³
内 訳				
従 事 者	人		人	
給 水 タ ン ク 車 2m ³	地区	回	m ³	地区 回 m ³
給 水 タ ン ク 車 2m ³	地区	回	m ³	地区 回 m ³
ポ リ 容 器	地区	回	リットル	地区 回 リットル
ポ リ 袋 10リットル	地区	回	リットル	地区 回 リットル
ポ リ 袋 20リットル	地区	回	リットル	地区 回 リットル
そ の 他				
備 考				

死 体 火 葬 許 可 証

第 号

死亡者の本籍	
死亡者の住所	大阪府三島郡島本町
死亡者の氏名	
性 別	
出生年月日	年 月 日生
死 因	「一類感染症等」 「その他」
死亡年月日	年 月 日 午 時 分死亡
死亡の場所	
火葬の場所	
申請者の住所氏名 及び死亡者との続柄	大阪府三島郡島本町

平成 年 月 日

大阪府三島郡島本町長

資料3-2-13-1 し尿収集車両一覧

種 別	直 営	委 託
バキューム車	1	2
軽 ト ラ	1	0
乗 用 車	0	0
単 車	0	0
合 計	2	2

資料3-2-13-2 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処理能力等	電 話
島本町衛生化学処理場	高槻市東上牧三丁目6-7	34kl/日	072-669-0125

資料3-2-13-3 ごみ関係車両一覧

車 種	積載量(t)	台数(台)	用 途
パ ッ カ ー (直営)	0	0	ごみ収集
パ ッ カ ー (委託)	2	4	〃
パ ッ カ ー (委託)	4	1	〃
平トラック (直営)	2	2	ごみ処理
平トラック (直営)	10	1	〃
平トラック (委託)	2	2	ごみ収集
平トラック (委託)	3	2	〃
合 計	36	12	

資料3-2-13-4 廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処理能力等	種 類	電 話
島本町清掃工場	島本町大字尺代490	焼却46 t/日	焼却	075-961-7776
〃	〃	6 t/日	破碎	〃

資料3-(1) 公用令書（従事・協力）

従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力 を命ずる。 処分権者 氏名 印	
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備 考	

資料3-(2) 公用令書（物資の保管）

保管第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 災害対策基本法 ^{第71条} の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第78条第1項 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき 物資の種類	数 量	保管すべき 場 所	保管すべき 期 間	備 考

資料3-(3) 公用令書（管理・使用・収用）

管理第 号

公 用 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第71条} の規定に基づき、次のとおり管理・使用・収用する。
第78条第1項

年 月 日 処分権者 氏名 印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡年月	引渡場所	備 考

資料3-(4) 公用変更令書

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名

災害対策基本法 ^{第71条} の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）
第78条第1項

にかかると処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日 処分権者 氏名 印

変 更 し た 処 分 の 内 容

変更第	号
公 用 取 消 令 書	
住 所	
氏 名	
災害対策基本法	第71条 第78条第1項
の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）	
にかかると処分を取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。	
年	月 日
処分権者	氏名
	印